

健介事第1477号
平成27年3月31日

市内介護予防支援事業者 各位

横浜市健康福祉局長

横浜市指定介護予防支援の基準に関する条例について（通知）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の22第2項第1号、第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、「横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」（平成26年9月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）が、平成26年9月25日に公布され、平成27年4月1日に施行されます。

条例は基本的に「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）に準じますが、今回、条例独自の項目を設けています。

また、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）の制定に伴い省令が改正されたため、条例についても同様の改正を行い、平成27年4月1日に施行されます。

つきましては、『条例における独自基準』及び『改正された基準』の趣旨及び内容について次のとおり通知します。

なお、本通知に記載のないものについては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016 厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）によって運営上の解釈とします。

1 条例における独自基準

(1) 事業所の連携先の追加

（条例 第3条第4項）

指定介護予防支援事業者（以下「事業者」という。）は、省令で定めるほかに、指定介護予防サービス等事業者と連携に努めなければならないこととします。地域包括ケアを推進する上で、多様な事業者等との連携が必要不可欠なためです。また本条で規定されている「住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な活動を行う者」とは、例えば地域のボランティア団体、老人クラブなどが挙げられます。

(2) 法第115条の22第2項第1号で規定されている「申請者の欠格事由として条例で定める者」

（条例 第4条）

法第115条の22第2項第1号の条例で定めるものは法人とし、申請者が法人でない場合は指定を行わないこととします。

また、申請者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならないものとししました。これは、横浜市暴力団排除条例の趣旨を再確認し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とするものです。

(3) サービス提供開始時の文書による同意

（条例 第7条第1項）

省令では、サービス提供の開始にあたって、利用申込者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例においては文書により同意を得ることとしています。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

(4) 衛生管理

(条例 第23条第2項)

介護予防支援は利用者宅に訪問し提供されることから、条例において事業者が事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならないと新たに規定します。

(5) 一部の記録の保存年限の変更

(条例 第31条)

省令では、記録の整備については、その完結の日から2年としていますが、条例は「従業員の勤務体制についての記録」、「介護報酬の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し」、「介護予防支援台帳」、「指定介護予防サービス等事業者との連絡調整に関する記録」の4つについては、その完結の日から5年としました。これらの記録が介護報酬の請求に係るものであり、事業者が行った不適正な報酬請求について市が返還請求を行う場合、その時効が5年であるためです。

2 改正された基準

(1) サービス担当者からの個別サービス計画の提出

(条例 第33条第12号)

介護予防支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図る観点から、担当職員は、サービス担当者から個別サービス計画の提出を求め、介護予防サービス計画及び個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとします。

(2) 地域ケア会議に対する協力

(条例 第33条第28号)

地域包括ケアシステムの構築を推進するために新たに法に位置付けられた地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じ、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うこと等を目的としています。

介護予防支援事業者はその趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められるため、同会議における個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとします。

担当：横浜市健康福祉局高齢健康福祉部
介護事業指導課運営支援係

TEL：045-671-3466

FAX：045-681-7789

省令と条例の条番号対比表【介護予防支援】

省令		条例		備考
第1章 趣旨及び基本方針	第1条	第1章 総則	第1条	条例を定めるための基準であるため、削除。 条例における用語の定義が、介護保険法の例によるものであることを規定。
	第1号～5号 (新設)		(削除)	
	第1条の2		第2条 第3条	
	(新設)	第2章 指定介護予防支援事業者の指定	第4条	第115条の22第2項第1号の「申請者の欠格事由として条例で定める者」を規定。
第2章 人員に関する基準	第2条	第3章 人員に関する基準	第5条	
	第3条		第6条	
第3章 運営に関する基準	第4条	第4章 運営に関する基準	第7条	
	第5条		第8条	
	第6条		第9条	
	第7条		第10条	
	第8条		第11条	
	第9条		第12条	
	第10条		第13条	
	第11条		第14条	
	第12条		第15条	
	第13条		第16条	:
	第14条		第17条	
	第15条		第18条	
	第16条		第19条	
	第17条		第20条	
	第18条		第21条	
	第19条		第22条	
	第20条		第23条	
	(新設)		第2項	事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない旨を規定。
	第21条		第24条	
	第22条		第25条	
	第23条		第26条	
	第24条		第27条	
	第25条		第28条	
	第26条		第29条	
	第27条		第30条	
	第28条		第31条	
	(新設)		第1項第1号・2号	「従業員の勤務体制についての記録」「介護予防サービス計画費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し」を5年間保存しなければならない旨を規定。
	第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		第29条	第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
第30条		第33条		
第31条		第34条		
第5章 基準該当介護予防支援に関する基準	第30条	第6章 基準該当介護予防支援に関する基準	第35条	
	(新設)	第7章 雑則	第36条	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める旨を規定。